

○国家公安委員会規則第二号

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十九号）の施行に伴い、及び警察法施行令（昭和二十九年政令第五百十一号）第十三条第一項の規定に基づき、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年一月二十七日

国家公安委員会委員長 二之湯 智

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則等の一部を改正する規則

（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則の一部改正）

第一条 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。次条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則

(指定の基準等)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号。以下「令」という。)第十九条第二項、第十九条の四第二項又は第三十一条第二項の規定による指定(第八条までにおいて単に「指定」という。)は、指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)の申請に基づき行うものとする。

2 指定の基準は、次のとおりとする。

一 令第十九条第一項、第十九条の四第一項又は第三十一条第一項に規定する事務(以下「講習事務」という。)の実施に関し、適切な計画が定められていること。

〔二〇四 略〕

(電磁的記録媒体による手続)

第九条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)及び別記様式第一号の電磁的記録媒体提出票を提出するこ

改正前

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則

(指定の基準等)

第一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号。以下「令」という。)第十九条第二項又は第三十一条第二項の規定による指定(第八条までにおいて単に「指定」という。)は、指定を受けようとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)の申請に基づき行うものとする。

2 指定の基準は、次のとおりとする。

一 令第十九条第一項又は第三十一条第一項に規定する事務(以下「講習事務」という。)の実施に関し、適切な計画が定められていること。

〔二〇四 同上〕

(フレキシブルディスクによる手続)

第九条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第一号のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

とにより行うことができる。

「一〇八 略」

「項を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

「項を削る。」

「一〇八 同上」

2|| 前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

3|| 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリウム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

4|| 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

5|| 第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 提出者の名称

二 提出年月日

備考 表中の「」の記載は注記である。

別記様式第1号（第9条関係）

電磁的記録媒体提出票

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行
第2条第1項
わせることができる者の指定に関する規則第2条第2項の規定により提出す
第5条第1項
べき書類に記載することとされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下
第5条第2項
のとおり提出します。
本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違あり
ません。

年 月 日

国家公安委員会殿

提出者 住 所
名 称

1 電磁的記録媒体に記録された事項

2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

- 備考 1 電磁的記録媒体に記録された事項欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
3 不用の文字は、横線で消すこと。
4 該当事項がない欄は、省略すること。
5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第1号（第9条関係）

フレキシブルディスク提出票

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する
第2条第1項
規則第2条第2項の規定により提出すべき書類に記載することとされている
第5条第1項
事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。
第5条第2項
本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

国家公安委員会殿

提出者 住 所
名 称

1 フレキシブルディスクに記録された事項

2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

- 備考 1 フレキシブルディスクに記録された事項欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
3 不用の文字は、横線で消すこと。
4 該当事項がない欄は、省略すること。
5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(警察官等けん銃使用及び取扱い規範の一部改正)

第二条 警察官等けん銃使用及び取扱い規範(昭和三十七年国家公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

警察官等拳銃使用及び取扱い規範

目次

「第一章」第五章 略」

第六章 拳銃等の手入れ及び検査（第二十六条―第二十九条）

附則

（目的）

第一条 この規則は、警察官及び皇宮護衛官が拳銃を適正かつ的確に使用し、及び取り扱うため必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義等）

第二条 略」

2 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号。以下「法」という。）第七条ただし書第一号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる兇悪な罪」に当たる罪を例示すると、次のとおりである。

「一・二 略」

三 前二号に掲げる罪のほか、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われる罪として次に掲げるもの

「イホ 略」

へ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条の三第一項の罪のうち当該拳銃等を携帯して行われる場合のもの

改正前

警察官等けん銃使用及び取扱い規範

目次

「第一章」第五章 同上」

第六章 けん銃等の手入れ及び検査（第二十六条―第二十九条）

附則

（目的）

第一条 この規則は、警察官及び皇宮護衛官がけん銃を適正かつ的確に使用し、及び取り扱うため必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義等）

第二条 同上」

2 同上」

「一・二 同上」

三 同上」

「イホ 同上」

へ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条の三第一項の罪のうち当該けん銃等を携帯して行われる場合のもの

の、同法第三十一条の十一第一項第一号の罪のうち当該銃を携帯して行われる場合のもの及び同法第三十一条の十六第一項第一号の罪のうち当該銃砲等又は刀剣類を携帯して行われる場合のもの

ト 「略」

(皇宮護衛官への準用)

第三条 第二章から第六章までの規定は、皇宮護衛官の拳銃の使用及び取扱いについて準用する。

(あらかじめ拳銃を取り出しておくことができる場合)

第四条 警察官は、職務の執行に当たり拳銃の使用が予想される場合においては、あらかじめ拳銃を取り出しておくことができる。

2 前項の規定により拳銃を取り出しておく場合には、拳銃を奪取されることのないよう細心の注意を払うとともに、相手を殊更に刺激しないよう配慮しなければならない。

(拳銃を構えることができる場合)

第五条 警察官は、法第七条本文に規定する場合には、相手に向けて拳銃を構えることができる。

2 前項の規定により拳銃を構える場合には、相手の人数、凶器の有無及び種類、犯罪の態様その他の事情に応じ、適切な構え方をするものとする。

(拳銃を撃つ場合の予告)

第六条 拳銃を撃とうとするときは、拳銃を撃つことを相手に予告するものとする。ただし、事態が急迫であつて予告するいとまのないとき又は予告することにより相手の違法行為等を誘発するおそれがあると

もの、第三十一条の十一第一項第一号の罪のうち当該銃を携帯して行われる場合のもの及び第三十一条の十六第一項第一号の罪のうち当該銃砲又は刀剣類を携帯して行われる場合のもの

ト 「同上」

(皇宮護衛官への準用)

第三条 第二章から第六章までの規定は、皇宮護衛官のけん銃の使用及び取扱いについて準用する。

(あらかじめけん銃を取り出しておくことができる場合)

第四条 警察官は、職務の執行に当たりけん銃の使用が予想される場合においては、あらかじめけん銃を取り出しておくことができる。

2 前項の規定によりけん銃を取り出しておく場合には、けん銃を奪取されることのないよう細心の注意を払うとともに、相手を殊更に刺激しないよう配慮しなければならない。

(けん銃を構えることができる場合)

第五条 警察官は、法第七条本文に規定する場合には、相手に向けてけん銃を構えることができる。

2 前項の規定によりけん銃を構える場合には、相手の人数、凶器の有無及び種類、犯罪の態様その他の事情に応じ、適切な構え方をするものとする。

(けん銃を撃つ場合の予告)

第六条 けん銃を撃とうとするときは、けん銃を撃つことを相手に予告するものとする。ただし、事態が急迫であつて予告するいとまのないとき又は予告することにより相手の違法行為等を誘発するおそれがあ

認めるときは、この限りでない。

(威嚇射撃等をするのできる場合)

第七条 警察官は、法第七条本文に規定する場合において、多衆を相手にするとき、相手に向けて拳銃を構えても相手が行為を中止しないと認めるときその他威嚇のため拳銃を撃つことが相手の行為を制止する手段として適当であると認めるときは、上空その他の安全な方向に向けて拳銃を撃つことができる。

2 前項の規定により威嚇射撃をする場合には、人に危害を及ぼし、又は損害を与えることのないよう、射撃の時機及び方向に注意するとともに、その回数も必要最小限にとどめるものとする。

3 事態が急迫であつて威嚇射撃をするいとまのないとき、威嚇射撃をしても相手が行為を中止しないと認めるとき又は周囲の状況に照らし人に危害を及ぼし、若しくは損害を与えるおそれがあると認めるときは、次条の規定による射撃に先立つて威嚇射撃をすることを要しない。

4 第一項に定めるもののほか、警察官は、法第七条本文に規定する場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、狂犬等の動物その他の物に向けて拳銃を撃つことができる。

(相手にに向けて拳銃を撃つのできる場合)

第八条 警察官は、法第七条ただし書に規定する場合には、相手に向けて拳銃を撃つことができる。

2 前項の規定により拳銃を撃つときは、相手以外の者に危害を及ぼし、又は損害を与えないよう、事態の急迫の程度、周囲の状況その他の事情に応じ、必要な注意を払わなければならない。

ると認めるときは、この限りでない。

(威かく射撃等をするのできる場合)

第七条 警察官は、法第七条本文に規定する場合において、多衆を相手にするとき、相手に向けてけん銃を構えても相手が行為を中止しないと認めるときその他威かくのためけん銃を撃つことが相手の行為を制止する手段として適当であると認めるときは、上空その他の安全な方向に向けてけん銃を撃つことができる。

2 前項の規定により威かく射撃をする場合には、人に危害を及ぼし、又は損害を与えることのないよう、射撃の時機及び方向に注意するとともに、その回数も必要最小限にとどめるものとする。

3 事態が急迫であつて威かく射撃をするいとまのないとき、威かく射撃をしても相手が行為を中止しないと認めるとき又は周囲の状況に照らし人に危害を及ぼし、若しくは損害を与えるおそれがあると認めるときは、次条の規定による射撃に先立つて威かく射撃をすることを要しない。

4 第一項に定めるもののほか、警察官は、法第七条本文に規定する場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、狂犬等の動物その他の物に向けてけん銃を撃つことができる。

(相手にに向けてけん銃を撃つのできる場合)

第八条 警察官は、法第七条ただし書に規定する場合には、相手に向けてけん銃を撃つことができる。

2 前項の規定によりけん銃を撃つときは、相手以外の者に危害を及ぼし、又は損害を与えないよう、事態の急迫の程度、周囲の状況その他の事情に応じ、必要な注意を払わなければならない。

(部隊組織及び複数により行動する場合)

第九条 多衆犯罪の鎮圧等のため、警察官が部隊組織により行動する場合において、第五条から前条までの規定により拳銃を使用するときは、その場の部隊指揮官の命令によらなければならない。ただし、状況が急迫で命令を受けるとまのないときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、複数の警察官が共同で職務を遂行する場合において、第五条から前条までの規定による拳銃の使用が予想されるときは、相手の行為を制止する時機を失することのないよう、できる限り、拳銃の使用に係る適切な役割分担（前二条の規定による射撃を率先して行うべき警察官にはあらかじめ明確にその旨の任務を付与することその他の現場において拳銃の使用に係る判断を迅速かつ的確に行うため必要な役割の分担をいう。）の下で、拳銃の的確な使用に努めるものとする。

3 犯罪、事故等の発生等に際し、警察官をその現場に向かわせる職務を担当する者は、複数の警察官を拳銃の使用が予想される現場に向かわせる場合には、できる限り、前項に規定する拳銃の使用に係る適切な役割分担が行われるよう、必要な指示をするものとする。

(報告)

第十条 警察官は、拳銃を撃つたとき（盲発したときを含む。）は、直ちに、次の各号に掲げる事項（人に危害を与えていない場合は、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項）を所属長に報告しなければならない。ただし、訓練の場合は、この限りでない。

「一〇五 略」

六 その他参考事項（使用した拳銃の名称、型式、口径、銃身長及び

(部隊組織及び複数により行動する場合)

第九条 多衆犯罪の鎮圧等のため、警察官が部隊組織により行動する場合において、第五条から前条までの規定によりけん銃を使用するときは、その場の部隊指揮官の命令によらなければならない。ただし、状況が急迫で命令を受けるとまのないときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、複数の警察官が共同で職務を遂行する場合において、第五条から前条までの規定によるけん銃の使用が予想されるときは、相手の行為を制止する時機を失することのないよう、できる限り、けん銃の使用に係る適切な役割分担（前二条の規定による射撃を率先して行うべき警察官にはあらかじめ明確にその旨の任務を付与することその他の現場においてけん銃の使用に係る判断を迅速かつ的確に行うため必要な役割の分担をいう。）の下で、けん銃の的確な使用に努めるものとする。

3 犯罪、事故等の発生等に際し、警察官をその現場に向かわせる職務を担当する者は、複数の警察官をけん銃の使用が予想される現場に向かわせる場合には、できる限り、前項に規定するけん銃の使用に係る適切な役割分担が行われるよう、必要な指示をするものとする。

(報告)

第十条 警察官は、けん銃を撃つたとき（盲発したときを含む。）は、直ちに、次の各号に掲げる事項（人に危害を与えていない場合は、第一号、第二号及び第四号に掲げる事項）を所属長に報告しなければならない。ただし、訓練の場合は、この限りでない。

「一〇五 同上」

六 その他参考事項（使用したけん銃の名称、型式、口径、銃身長及

番号を含む。)

- 2 前条第一項本文の規定により拳銃を使用した場合における前項の規定による報告は、命令を発した部隊指揮官が行うものとする。

〔3・4 略〕

(拳銃の携帯)

- 第十一条 警察官は、制服(活動服を含む。以下同じ。)を着用して勤務するときは、拳銃を携帯するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

〔一〇七 略〕

- 八 雑踏警備に従事する場合等で拳銃を携帯することが職務遂行上特に支障があると所属長が認めたとき。

- 九 前各号に掲げる場合のほか、拳銃を携帯することが不相当であると所轄庁の長が認めたとき。

- 2 警察官は、特殊の被服又は私服を着用して勤務する場合において、拳銃を使用する可能性のある職務に従事するときは、拳銃を携帯するものとする。

(拳銃の携帯方法)

- 第十二条 制服又は特殊の被服を着用して拳銃を携帯するときは、拳銃入れに納めて帯革に付け、右腰に装着するものとする。ただし、職務の性質上特に必要がある場合には、所属長が指示する方法により携帯することができる。

2 〔略〕

- 3 私服を着用して拳銃を携帯するときは、目立たないよう適宜の方法で携帯するものとする。ただし、職務の執行に当たり拳銃の使用が予

び番号を含む。)

- 2 前条第一項本文の規定によりけん銃を使用した場合における前項の規定による報告は、命令を発した部隊指揮官が行うものとする。

〔3・4 同上〕

(けん銃の携帯)

- 第十一条 警察官は、制服(活動服を含む。以下同じ。)を着用して勤務するときは、けん銃を携帯するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

〔一〇七 同上〕

- 八 雑踏警備に従事する場合等でけん銃を携帯することが職務遂行上特に支障があると所属長が認めたとき。

- 九 前各号に掲げる場合のほか、けん銃を携帯することが不相当であると所轄庁の長が認めたとき。

- 2 警察官は、特殊の被服又は私服を着用して勤務する場合において、けん銃を使用する可能性のある職務に従事するときは、けん銃を携帯するものとする。

(けん銃の携帯方法)

- 第十二条 制服又は特殊の被服を着用してけん銃を携帯するときは、けん銃入れに納めて帯革に付け、右腰に装着するものとする。ただし、職務の性質上特に必要がある場合には、所属長が指示する方法により携帯することができる。

2 〔同上〕

- 3 私服を着用してけん銃を携帯するときは、目立たないよう適宜の方法で携帯するものとする。ただし、職務の執行に当たりけん銃の使用

想される場合は、この限りでない。

(たまの装填等)

第十三条 警察官は、拳銃を携帯するときは、常時、回転式拳銃にあつては長官が別に定める数のたまを装填し、自動式拳銃にあつては長官が別に定める数のたまを充填した弾倉を弾倉室に挿入しておくものとする。

(拳銃の安全規則)

第十四条 警察官は、拳銃の取扱いについては、次に掲げる安全規則を厳守し、危害防止について細心の注意を払わなければならない。

一 拳銃を手にしたときは、回転式拳銃にあつては弾倉を開き、自動式拳銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いて、たまの有無を確かめること。

二 射撃するときのほか、回転式拳銃にあつては撃鉄を起こさず、自動式拳銃にあつては、所属長が特に指示したときを除き、薬室にたまを装填しないこと。

三 射撃するときのほか、用心金の中に指を入れないこと。

四 「略」

五 拳銃を他人に渡すとき及び必要があつて拳銃を拳銃入れから出しておくとときは、回転式拳銃にあつてはたまを抜き出し弾倉を開いたままにし、自動式拳銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いてたまが薬室に装填されていないことを確認すること。

六 必要がある場合のほか、拳銃入れから拳銃を取り出し、又はこれを弄ばないこと。

七 職務上必要のない者には、拳銃を渡し、又は拳銃に手を触れさせ

が予想される場合は、この限りではない。

(たまの装てん等)

第十三条 警察官は、けん銃を携帯するときは、常時、回転式けん銃にあつては長官が別に定める数のたまを装てんし、自動式けん銃にあつては長官が別に定める数のたまを充てんした弾倉を弾倉室にそう入しておくものとする。

(けん銃の安全規則)

第十四条 警察官は、けん銃の取扱いについては、次に掲げる安全規則を厳守し、危害防止について細心の注意を払わなければならない。

一 けん銃を手にしたときは、回転式けん銃にあつては弾倉を開き、自動式けん銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いて、たまの有無を確かめること。

二 射撃するときのほか、回転式けん銃にあつては撃鉄を起こさず、自動式けん銃にあつては、所属長が特に指示したときを除き、薬室にたまを装てんしないこと。

三 射撃するときのほか、用心がねの中に指を入れないこと。

四 「同上」

五 けん銃を他人に渡すとき及び必要があつてけん銃をけん銃入れから出しておくとときは、回転式けん銃にあつてはたまを抜き出し弾倉を開いたままにし、自動式けん銃にあつては弾倉を抜き出し遊底を引いてたまが薬室に装てんされていないことを確認すること。

六 必要がある場合のほかは、けん銃入れからけん銃を取り出し、又はこれをもてあそばないこと。

七 職務上必要のない者には、けん銃を渡し、又はけん銃に手を触れ

ないこと。

(訓練)

第十五条 所轄庁の長は、適正かつ的確な拳銃の使用及び取扱いを図るため、所属の警察官の拳銃訓練を行わなければならない。

(訓練責任者)

第十六条 「略」

2 訓練責任者は、命ぜられた部署における拳銃訓練の実施の責に任ずる。

(管理責任者)

第十七条 所轄庁の長は、所属の警察官の中から、拳銃等(拳銃、たまた及びこれらの付属品をいう。以下同じ。)の管理責任者を指定するものとする。

2 管理責任者は、命ぜられた部署における拳銃等の管理及び監督の責に任ずる。

(取扱責任者)

第十八条 管理責任者は、命ぜられた部署に所属する警察官の中から、拳銃等の取扱責任者を指定するものとする。

2 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、取扱責任者に拳銃等の保管を命ずることができる。

一 警察官が、長期欠勤又は心身の故障のため、拳銃等を保管することが適当でないと認められるとき。

二 「略」

三 修理、精密手入れ等のため、拳銃を集めるとき。

四 「略」

させないこと。

(訓練)

第十五条 所轄庁の長は、適正かつ的確なけん銃の使用及び取扱いを図るため、所属の警察官のけん銃訓練を行わなければならない。

(訓練責任者)

第十六条 「同上」

2 訓練責任者は、命ぜられた部署におけるけん銃訓練の実施の責に任ずる。

(管理責任者)

第十七条 所轄庁の長は、所属の警察官の中から、けん銃等(けん銃、たまた及びこれらの付属品をいう。以下同じ。)の管理責任者を指定するものとする。

2 管理責任者は、命ぜられた部署におけるけん銃等の管理及び監督の責に任ずる。

(扱い責任者)

第十八条 管理責任者は、命ぜられた部署に所属する警察官の中から、けん銃等の扱い責任者を指定するものとする。

2 管理責任者は、次の各号の一に該当する場合は、扱い責任者にけん銃等の保管を命ずることができる。

一 警察官が、長期欠勤または心身の故障のため、けん銃等を保管することが適当でないと認められるとき。

二 「同上」

三 修理、精密手入れ等のため、けん銃を集めるとき。

四 「同上」

3 取扱責任者は、前項の規定により拳銃等の保管を命ぜられたときは、その拳銃等の保管の責めに任ずる。

4 取扱責任者は、拳銃等を保管するときは、安全な格納庫に厳重に保管して、その鍵は自ら保管するものとし、不在のときは、必ずあらかじめ指定する代理人にこれを保管させ、拳銃等の出納に支障のないようにしなければならない。

5 取扱責任者又はその指定する代理人は、警察官から保管を依頼された拳銃等の授受に当たつては、不慮の危害を生じさせないよう特に慎重に行い、併せてその拳銃等について損傷その他異常の有無を検査しなければならない。

(個人の拳銃等の保管責任)

第十九条 警察官は、貸与された拳銃等の保管の責めに任ずる。ただし、携帯しないときは、取扱責任者に保管を依頼することができる。この場合において、保管を依頼した警察官は、保管の責めを免れるものとする。

2 「略」

(拳銃等の返納)

第二十条 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、拳銃等とその部署の取扱責任者を経て、管理責任者に返納しなければならない。

一 「略」

二 他の所轄庁へ転任又は配置換えを命ぜられたとき。

「三・四 略」

(拳銃等の保管上の注意)

3 取扱い責任者は、前項の規定によりけん銃等の保管を命ぜられたときは、そのけん銃等の保管の責めに任ずる。

4 取扱い責任者は、けん銃等を保管するときは、安全な格納庫に厳重に保管して、そのかぎはみずから保管するものとし、不在のときは、必ずあらかじめ指定する代理人にこれを保管させ、けん銃等の出納に支障のないようにしなければならない。

5 取扱い責任者またはその指定する代理人は、警察官から保管を依頼されたけん銃等の授受にあつては、不慮の危害を生ぜしめないよう特に慎重に行ない、あわせてそのけん銃等について損傷その他異常の有無を検査しなければならない。

(個人のけん銃等の保管責任)

第十九条 警察官は、貸与されたけん銃等の保管の責めに任ずる。ただし、携帯しないときは、取扱い責任者に保管を依頼することができる。この場合において、保管を依頼した警察官は、保管の責めを免れるものとする。

2 「同上」

(けん銃等の返納)

第二十条 警察官は、次の各号の一に該当する場合においては、けん銃等とその部署の取扱い責任者を経て、管理責任者に返納しなければならない。

一 「同上」

二 他の所轄庁へ転任または配置換えを命ぜられたとき。

「三・四 同上」

(けん銃等の保管上の注意)

第二十一条 拳銃等の保管の責めに任ずる者は、次の事項を守り、拳銃等の保管について最善の注意を払わなければならない。

一 拳銃等が常に良好な状態にあり、いつでも使用に耐えるよう保管し、かつ、粗略な取扱いによつて損傷する等のことがないようにすること。

二 拳銃等を放置し、盗まれ、遺失し、又は奪取されることのないようにすること。

(記録票)

第二十二条 銃砲刀剣類所持等取締法第二十八条第一項に規定する記録票は、所轄庁の拳銃等の貸与事務担当課の長が作成し、かつ、保存しなければならない。

(拳銃等の亡失損傷等の報告)

第二十三条 警察官は、拳銃等を亡失し、又は損傷したときは、直ちにその状況を管理責任者に報告し、報告を受けた管理責任者は、それを所轄庁の長に報告しなければならない。

2 所轄庁の長(長官を除く。)は、拳銃の亡失について前項の報告を受けたときは、直ちに事故の日時、場所、事故者の所属、官職及び氏名、事故拳銃の名称、型式、口径、銃身長及び番号並びに事故の状況を、長官に報告しなければならない。

3 拳銃に特異又は重大な損傷を生じたときは、前項の規定に準じて報告しなければならない。

4 所轄庁の長(長官を除く。)は、所属の警察官の亡失した拳銃が発見されたときは、発見の日時及び場所、発見された拳銃の名称、型式、口径、銃身長及び番号並びに発見の状況を長官に報告しなければならない。

第二十一条 けん銃等の保管の責めに任ずる者は、次の事項を守り、けん銃等の保管について最善の注意を払わなければならない。

一 けん銃等が常に良好な状態にあり、いつでも使用にたえるよう保管し、かつ、粗略な取扱いによつて損傷する等のことがないようにすること。

二 けん銃等を放置し、盗まれ、遺失しまたは奪取されることのないようにすること。

(記録票)

第二十二条 銃砲刀剣類所持等取締法第二十八条第一項に規定する記録票は、所轄庁のけん銃等の貸与事務担当課の長が作成し、かつ、保存しなければならない。

(けん銃等の亡失損傷等の報告)

第二十三条 警察官は、けん銃等を亡失し、または損傷したときは、ただちにその状況を管理責任者に報告し、報告を受けた管理責任者は、それを所轄庁の長に報告しなければならない。

2 所轄庁の長(長官を除く。)は、けん銃の亡失について前項の報告を受けたときは、ただちに事故の日時、場所、事故者の所属、官職および氏名、事故けん銃の名称、型式、口径、銃身長および番号ならびに事故の状況を、長官に報告しなければならない。

3 けん銃に特異または重大な損傷を生じたときは、前項に準じて報告しなければならない。

4 所轄庁の長(長官を除く。)は、所属の警察官の亡失したけん銃が発見されたときは、発見の日時および場所、発見されたけん銃の名称、型式、口径、銃身長および番号ならびに発見の状況を長官に報告しなければならない。

らない。

(拳銃の亡失の場合の処置)

第二十五条 「略」

2 所轄庁の長は、亡失した拳銃が発見されたときは、その旨を科学警察研究所長に通知しなければならない。

第六章 拳銃等の手入れ及び検査

(拳銃の手入れの種別)

第二十六条 拳銃の手入れは、普通手入れ及び精密手入れとする。

2 普通手入れとは、回転式拳銃にあつては拳銃を分解しないで、自動式拳銃にあつては普通分解をして行う手入れをいい、精密手入れとは、回転式拳銃にあつては拳銃を分解して、自動式拳銃にあつては精密分解をして行う手入れをいう。

(拳銃の普通手入れ)

第二十七条 警察官は、携帯している拳銃の普通手入れを機会あるごとに行うものとする。

2 警察官は、拳銃を撃つたとき又は拳銃が雨雪等にさらされたときは、その都度、速やかに普通手入れを行い、その後更に反復して普通手入れを行うよう努めなければならない。

3 取扱責任者は、自己の保管に係る拳銃については、毎月一回以上普通手入れを行わなければならない。

4 警察官から保管を依頼された拳銃について前項の手入れを行うときは、その警察官に手入れを行わせることができる。

(拳銃の精密手入れ)

第二十八条 管理責任者は、その管理する拳銃の精密手入れを、年に一

なければならない。

(拳銃の亡失の場合の処置)

第二十五条 「同上」

2 所轄庁の長は、亡失したけん銃が発見されたときは、その旨を科学警察研究所長に通知しなければならない。

第六章 けん銃等の手入れ及び検査

(けん銃の手入れの種別)

第二十六条 けん銃の手入れは、普通手入れおよび精密手入れとする。

2 普通手入れとは、回転式けん銃にあつてはけん銃を分解しないで、自動式けん銃にあつては普通分解をして行なう手入れをいい、精密手入れとは、回転式けん銃にあつてはけん銃を分解して、自動式けん銃にあつては精密分解をして行なう手入れをいう。

(けん銃の普通手入れ)

第二十七条 警察官は、携帯しているけん銃の普通手入れを機会あるごとに行うものとする。

2 警察官は、けん銃を撃つたとき又はけん銃が雨雪等にさらされたときは、その都度、速やかに普通手入れを行い、その後更に反復して普通手入れを行うよう努めなければならない。

3 取扱責任者は、自己の保管に係るけん銃については、毎月一回以上普通手入れを行わなければならない。

4 警察官から保管を依頼されたけん銃について前項の手入れを行うときは、その警察官に手入れを行わせることができる。

(けん銃の精密手入れ)

第二十八条 管理責任者は、その管理するけん銃の精密手入れを、年に一

回以上、日を定めて、専門の技術を有する者に行わせるものとする。

2 警察官は、拳銃を水中に落とした場合又は拳銃が著しく汚染した場合には、精密手入れを管理責任者に要求しなければならない。

(拳銃等の検査)

第二十九条 管理責任者は、随時拳銃等の検査を行い、その保管の状況を監督し、損傷その他機能障害の箇所を発見したときは、速やかに修理その他適当な処置を講じなければならない。

一回以上、日を定めて、専門の技術を有する者に行なわせるものとする。

2 警察官は、けん銃を水中に落とした場合、またはけん銃が著しく汚染した場合には、精密手入れを管理責任者に要求しなければならない。

(けん銃等の検査)

第二十九条 管理責任者は、随時けん銃等の検査を行ない、その保管の状況を監督し、損傷その他機能障害の箇所を発見したときは、すみやかに修理その他適当な処置を講じなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

様式第2号

試射弾丸及び霰きよう送付書

		年 月 日				所轄庁の長	
科学警察研究所長 殿							
送付物件	試射弾丸及び試射霰きよう 各1個			試射年月日	年 月 日		
亡失拳銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失弾薬	発
被貸与者	所属						
	官職 氏名 歳						
亡失年月日	年 月 日 前 時 分頃から			月 日 午 前 時 分頃までの間			
亡失の場所							
亡失の状況							
備考							

様式第2号

試射弾丸及び霰きよう送付書

		令和 年 月 日				所轄庁の長	
科学警察研究所長 殿						印	
送付物件	試射弾丸及び試射霰きよう 各1個			試射年月日	年 月 日		
亡失拳銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失弾薬	発
被貸与者	所属						
	官職 氏名 歳						
亡失年月日	令和 年 月 日 前 時 分頃から			月 日 午 前 時 分頃までの間			
亡失の場所							
亡失の状況							
備考							

(警察官等特殊銃使用及び取扱い規範の一部改正)

第三条 警察官等特殊銃使用及び取扱い規範(平成十四年国家公安委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

(訓練等)

第六条 警察官等拳銃使用及び取扱い規範(昭和三十七年国家公安委員会規則第七号。以下「拳銃規範」という。)第十五条及び第十六条の規定は、特殊銃の訓練について準用する。この場合において、拳銃規範第十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「図るため」とあるのは「図るため、必要に応じ」と、「所属」とあるのは「指定所属」と、「拳銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と、拳銃規範第十六条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「所属」とあるのは「指定所属」と、同条第二項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所属」と、「拳銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と読み替えるものとする。

2 「略」

(特殊銃の使用)

第十三条 「1・2 略」

3 拳銃規範第五条から第八条までの規定は、特殊銃の使用について準用する。この場合において、拳銃規範第五条第一項及び第七条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と、拳銃規範第七条第三項中「することを要しない」とあるのは「しないものとする」と、同条第四項及び第八条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と読み替えるものとする。

(報告)

改正前

(訓練等)

第六条 警察官等けん銃使用及び取扱い規範(昭和三十七年国家公安委員会規則第七号。以下「けん銃規範」という。)第十五条及び第十六条の規定は、特殊銃の訓練について準用する。この場合において、けん銃規範第十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「図るため」とあるのは「図るため、必要に応じ」と、「所属」とあるのは「指定所属」と、「けん銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と、けん銃規範第十六条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「所属」とあるのは「指定所属」と、同条第二項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所属」と、「けん銃訓練」とあるのは「特殊銃訓練」と読み替えるものとする。

2 「同上」

(特殊銃の使用)

第十三条 「1・2 同上」

3 けん銃規範第五条から第八条までの規定は、特殊銃の使用について準用する。この場合において、けん銃規範第五条第一項及び第七条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と、けん銃規範第七条第三項中「することを要しない」とあるのは「しないものとする」と、同条第四項及び第八条第一項中「警察官」とあるのは「指定警察官」と読み替えるものとする。

(報告)

第十四条 「略」

2 拳銃規範第十条第一項、第三項及び第四項の規定は、指定警察官が特殊銃を撃つたとき（盲発したときを含む。）について準用する。この場合において、拳銃規範第十条第一項中「警察官は、」とあるのは「現場指揮官は、指定警察官が」と、「所属長」とあるのは「指定所属長」と、同条第三項中「所属長」とあるのは「指定所属長」と、「前二項」とあるのは「前項」と、「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第四項中「所轄庁の長（警察庁長官（以下「長官」という。）を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と読み替えるものとする。

（特殊銃の保管に関する拳銃規範の準用）

第十八条 拳銃規範第十八条第一項及び第三項から第五項まで並びに第二十一条から第二十五条までの規定は、特殊銃の保管について準用する。この場合において、拳銃規範第十八条第一項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所属」と、同条第三項中「前項の規定により拳銃等の保管を命ぜられたときは、その」とあるのは「指定所属に配備された」と、同条第五項中「警察官から保管を依頼された拳銃等」とあるのは「特殊銃等」と、拳銃規範第二十二条中「所轄庁の拳銃等の貸与事務担当課」とあるのは「警視庁及び道府県警察本部の装備事務担当課」と、拳銃規範第二十三条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第二項中「所轄庁の長（長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「事故拳銃」とあるのは「事故特殊銃」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と、同条第四項中「所轄庁の長（長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「警察本部長」と、

第十四条 「同上」

2 けん銃規範第十条第一項、第三項及び第四項の規定は、指定警察官が特殊銃を撃つたとき（盲発したときを含む。）について準用する。この場合において、けん銃規範第十条第一項中「警察官は、」とあるのは「現場指揮官は、指定警察官が」と、「所属長」とあるのは「指定所属長」と、同条第三項中「所属長」とあるのは「指定所属長」と、「前二項」とあるのは「前項」と、「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第四項中「所轄庁の長（警察庁長官（以下「長官」という。）を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と読み替えるものとする。

（特殊銃の保管に関するけん銃規範の準用）

第十八条 けん銃規範第十八条第一項及び第三項から第五項まで並びに第二十一条から第二十五条までの規定は、特殊銃の保管について準用する。この場合において、けん銃規範第十八条第一項中「命ぜられた部署」とあるのは「指定所属」と、同条第三項中「前項の規定によりけん銃等の保管を命ぜられたときは、その」とあるのは「指定所属に配備された」と、同条第五項中「警察官から保管を依頼されたけん銃等」とあるのは「特殊銃等」と、けん銃規範第二十二条中「所轄庁のけん銃等の貸与事務担当課」とあるのは「警視庁及び道府県警察本部の装備事務担当課」と、けん銃規範第二十三条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、同条第二項中「所轄庁の長（長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、「事故けん銃」とあるのは「事故特殊銃」と、「長官」とあるのは「警察庁長官」と、同条第四項中「所轄庁の長（長官を除く。）」とあるのは「警察本部長」と、

は「警察庁長官」と、拳銃規範第二十四条第一項中「別記様式第一号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第一号」と、「所轄庁」とあるのは「警視庁又は道府県警察本部」と、拳銃規範第二十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「別記様式第二号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第二号」と読み替えるものとする。

(特殊銃の検査に関する拳銃規範の準用)

第二十条 拳銃規範第二十九条の規定は、特殊銃等の検査について準用する。

「長官」とあるのは「警察庁長官」と、けん銃規範第二十四条第一項中「別記様式第一号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第一号」と、「所轄庁」とあるのは「警視庁又は道府県警察本部」と、「けん銃規範第二十五条中「所轄庁の長」とあるのは「警察本部長」と、「別記様式第二号」とあるのは「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範別記様式第二号」と読み替えるものとする。

(特殊銃の検査に関するけん銃規範の準用)

第二十条 けん銃規範第二十九条の規定は、特殊銃等の検査について準用する。

備考 表中の「」の記載は注記である。

様式第2号

試射弾丸及び薬きょう送付書

年 月 日
科学警察研究所長 殿

警察本部長

送付物件	試射弾丸及び試射薬きょう 各1個			試射年月日	年 月 日	
亡失特殊銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失弾薬 発
亡失者	所属					
	官職 氏名					歳
亡失年月日	年 月 日 午後 時 分頃から 月 日 午後 時 分頃までの間					
亡失の場所						
亡失の状況						
備考						

様式第2号

試射弾丸及び薬きょう送付書

令和 年 月 日
科学警察研究所長 殿

警察本部長

送付物件	試射弾丸及び試射薬きょう 各1個			試射年月日	年 月 日	
亡失特殊銃	名称	型式	口径	銃身長	番号	亡失弾薬 発
亡失者	所属					
	官職 氏名					歳
亡失年月日	令和 年 月 日 午後 時 分頃から 月 日 午後 時 分頃までの間					
亡失の場所						
亡失の状況						
備考						

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年三月十五日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(準備行為)

第三条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第二百八十五号）第一条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第十九条の四第二項の規定による指定に係る第一条の規定による改正後の猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会等の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第二条第一項の規定による提出は、この

規則の施行前においても行うことができる。

(警察官の服制に関する規則の一部改正)

第四条 警察官の服制に関する規則(昭和三十一年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(服装等)</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 警察官は、警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成十三年国家公安委員会規則第十四号）に定めるところにより、<u>拳銃</u>及び<u>警棒</u>を着装しなければならない。</p> <p>3 「略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(服装等)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>2 警察官は、警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成十三年国家公安委員会規則第十四号）に定めるところにより、<u>けん銃</u>及び<u>警棒</u>を着装しなければならない。</p> <p>3 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。